「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出方法

選出する医療機関は、次の２種類とする。

（１）外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関

① 県の医療計画における二次以上の救急医療機関であること

② 言語対応：多言語での対応が可能であること

※ 言語の種類を対応可能な診療科ごとに報告する

※ 医療通訳者、電話通訳、音声翻訳等の形式は問わない

備考：厚生労働省及び観光庁を通じて公表されることを了承するものとする

現時点では、当該拠点病院に選定されることによるインセンティブはない

（２）外国人患者を受入れ可能な医療機関

① 県内の医療機関であること（診療所・歯科診療所も含む）

※ 診療時間や診療科目には、特に制限を設けない

② 言語対応：多言語での対応が可能であること

※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする

※ 医療通訳者、電話通訳、音声翻訳等の形式は問わない

備考：厚生労働省及び観光庁を通じて公表されることを了承するものとする

現時点では、当該拠点病院に選定されることによるインセンティブはない

上記条件を周知の上、選定を希望する医療機関は別紙２の様式を用いて報告することとする。

なお、選出にあたっては、関係各課がそれぞれに担当する関係機関と十分協議した上で、庁内における連絡会議を開催し、各々で集約した関係機関の意見について協議し、選定する。

関係する課は、医療推進課、観光課、消防保安課、国際課、労働雇用政策課とする。

　また、現在、「医療機関リスト」に掲載されている医療機関については、掲載内容の更新等に関し、県から個別に照会することとする。